

国境離島みんなが JR 運賃並法案(有人国境離島法改正案)

2024年4月12日

立憲民主党

【趣旨】

現行の有人国境離島法の下で行われている航路及び航空路の運賃割引制度は、対象を有人国境離島の島民等に限定しているため、結果的に、島民の島外での消費を促すだけとなり、有人国境離島の経済にかえって悪影響を与える結果となることが懸念されている。

そこで、今回の法改正によって旅行者など島民以外の者も対象とした航路及び航空路の運賃割引の導入を促し、交流人口の増加を図ることを通じて、島内の消費を伸ばし、有人国境離島経済の活性化を図る。

【改正内容】

① 割引運賃の対象者の拡大

「旅客」に島民以外の者が含まれることを明記することで、法成立後に、現状では島民・準島民のみを対象とする割引運賃制度が、全ての人を割引運賃の対象とするよう、基本方針等の変更を方向付ける(法 12 条・13 条)

② 国の負担割合の引き上げ

割引運賃の対象拡大により自治体の負担が増えないよう配慮(法 11 条 2 項)

③ 検討条項

この改正法の施行状況を踏まえて所要の措置を講ずる(他の離島等への施策の拡大を期待)

【必要な国の予算など】

追加で必要な費用は 120 億円程度(現状 21 億円)

国の負担割合は90%程度に引き上げ(現状55%)

以上

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に必要な事業の実施に関する負担補助割合の引上げ等

国は、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に必要な事業の実施について、国の負担又は補助に係る事業における負担又は補助の割合の引上げ、地方公共団体の財源の確保等の措置を講ずるよう配慮するものとする。

(第十一条新第二項関係)

二 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する規定等の対象となる旅客の範囲の明確化

国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する規定及び国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する規定の対象となる旅客に、特定有人国境離島地域外からの観光旅行者その他の特定有人国境離島地域の住民以外の者である旅客が含まれることを明記すること。(第十二条及び第十三条関係)

三 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

2
検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2 国は、前項の措置に関し、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に必要な事業の実施について、国の負担又は補助に係る事業における負担又は補助の割合の引上げ、地方公共団体の財源の確保等の措置を講ずるよう配慮するものとする。

第十二条中「係る旅客」の下に「（特定有人国境離島地域外からの観光旅行者その他の特定有人国境離島地域の住民以外の者である旅客を含む。次条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

消費の拡大を通じた特定有人国境離島地域の経済の活性化を図るため、国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する規定等の対象となる旅客の範囲の明確化及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に必要な事業の実施に関する国の負担補助割合の引上げ等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- ◎ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表
- 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（財政上の措置等）</p> <p>第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施その他の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、前項の措置に関し、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に必要な事業の実施について、国の負担又は補助に係る事業における負担又は補助の割合の引上げ、地方公共団体の財源の確保等の措置を講ずるよう配慮するものとする。</p> <p>（国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等（特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業及び同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業をいう。）に係る旅客〔特定有人国境離島地域外からの観光旅行</p>	<p>（財政上の措置等）</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化）</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、国内一般旅客定期航路事業等（特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業及び同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業をいう。）に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配</p>

者その他の特定有人国境離島地域の住民以外の者である旅客を含む。次条において同じ。の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとする。

(国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化)

第十三条 国及び地方公共団体は、国内定期航空運送事業（特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航空路における航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業をいう。）に係る旅客の運賃の低廉化について特別の配慮をするものとする。

慮をするものとする。

(国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化)

第十三条 (同上)